

「惣無事」はあれど「惣無事令」はなし

藤 井 讓 治

【要約】 藤木久志氏が一九七八年に提起した「惣無事令」論を、「令」の性格に注目し、その存立の正否について論じた。まず氏の「惣無事令」論とその後の研究史を位置づけたうえで、氏が「惣無事令」を最初に見いだした一二月三日付の秀吉直書の性格を検討し、「惣無事」の意味、直書にある「惣無事之儀今度家康ニ被仰付候」の解釈、返書としての性格、地域的スレについて述べ、この直書を「ひろく関東・奥羽にわたる天下一統の実現をめざして発した大きな停戦命令」とする氏の位置づけは成立せず、さらに、秀吉がかかわった「惣無事」を具体的に分析し、それぞれが個別的・時事的なものであり、氏が想定した広域のかつ持続性のある「令」の姿をそこには確認できないとした。最後に氏の「惣無事令」を前提としたとき、それに跋行・逸脱する事例のあることを指摘し、広域的・持続的な「令」の存在に疑義を呈し、全体として氏の「惣無事令」論は存立しえないとする。

史料 九三巻三号 二〇一〇年五月

はじめに

藤木久志氏が一九七八年に提起した「惣無事令」は、定説化したかにみえたが、近年、様々な角度から、その存在そのものを含め、疑義や批判が出されてきている。本稿は、こうした動向を踏まえつつ、「令」という語とその意味するところに焦点を絞り、氏の「惣無事令」を批判的に検証しようとするものである。

藤木氏の「惣無事令」は、最初に東国諸領主宛に出された三通の一二月三日付秀吉直書を根拠に提起された初発の段階から、「四国国分」「九州停戦令」の「惣無事令」への組み込み、天正一五年（一五八七）とした「惣無事令」を遡る初令の発見、その法源を関白任官に求めるなど変遷、成長を遂げる。そして、その結果として氏の「惣無事令」は、停戦命令、当知行の暫定的安堵、公の裁定、不服従者の公による制裁、を内容とする豊臣政権の天下統一にあたっての政策基調であり、その権限は、天正一三年の関白任官によって秀吉が手にしたとする。ちなみに氏によれば、この惣無事令という構想は一二世紀中期ドイツのラントフリーデ（帝国平和令）やその武器規制条項に示唆を受けたとしている^①。

秀吉あるいは豊臣政権が、関白任官を機に領土高権を自らのものとし、明確な政權構想のもとに天下統一を推し進めたとするこの理解は、豊臣政権の性格に高い戦略性を付与することになった。果たして、そのようなものであったろうか。

「惣無事令」をめぐる研究史の詳細は第一章第二章で述べるが、それを踏まえたうえで本稿が取り上げようとする論点をあらかじめ示しておこう。その中心は、藤木氏が「惣無事」の個別的・時事的性格を排除し広域的かつ持続的性格をもつ「令」としてそれを位置づけたことの是非である。その是非を問うにあたって、氏が「惣無事令」の内容とした事柄そのものの、秀吉が「惣無事之儀」を命じたのは紛争当事者ではなくその仲介者であった点、「惣無事」の個別性・時事性、「惣無事令」の法源ともいえる「領土高権」掌握、藤木氏の「惣無事令」を前提としたときそれに跛行あるいは逸脱する事例の検証といった諸点を具体的に取り上げる。まず、藤木氏の「惣無事令」形成の過程、それへの批判を中心とした研究史を跡付けていく。

① 『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会、一九八五年、序v頁。

第一章 藤木氏の「惣無事令」論の形成過程

ここでは、藤木氏の「惣無事令」がどのように作り上げられたかを跡付けていく。

一九七八年、氏は、「関東・奥両国惣無事」令について^①において、以下にあげる【史料1】【史料2】【史料3】をあげ、その発給年代を天正一五年としたうえで、「これらの秀吉直書の要旨をかりに惣無事令と略称し」、結論として「惣無事令は、九州制圧を果たすことで「唐国」侵攻を現実のものとして日程にのぼせ、聚楽行幸の壮大な演出を目前にした時、豊臣政権がひろく関東・奥羽にわたる天下一統の実現をめざして発した大きな停戦命令として独自の意義をもった」とした。ここに「停戦命令」としての性格を付与された「惣無事令」がまず提示され、氏の「惣無事令」の原型が成立する。

【史料1】^③

対石田治部少輔書状遂披見候、関東奥両国迄惣無事之儀、今度家康^(徳川)ニ被仰付条、不可有異儀候、若於違背族者、可令成敗候、猶治部少輔可申候也、

十二月三日（花押）^(秀吉)

多賀谷修理進^(重經)
とのへ

【史料2】^④

対富田左近將監書状披見候、関東惣無事之儀、今度家康^(徳川)ニ被仰付之条、其段可相違候、若相背族於有之者、可加成敗候、可成其意^(力)候也、

十二月三日（花押）^(秀吉)

白土右馬助とのへ

【史料3】^⑤

対富田左近將監書状披見候、関東惣無事之儀、今度家康^(徳川)ニ被仰付候之条、其段可相違候、若相背族於有之者、可加成敗候間、可得其意候也、

十二月三日 (秀吉)
(花押)

片倉小十郎とのへ
(京綱)

ついで一九八〇年、氏は「豊臣政権の九州国分令について」^⑥において、「惣無事令というのは、豊臣政権が「国郡境目相論」としての戦国領主層の戦争を私戦として禁止し、所領紛争の解決つまり土地領有秩序の画定のための領土裁判権を独占しようとした、一種の平和令であると考えてみた」とし、「惣無事令」に「領土裁判権の独占」という内容を付け加えた。そして、この論文のまとめにおいて、

豊臣政権の九州統一は停戦令から国分令へ平和政策を基調として展開され、それに併行する軍事動員はあくまでも平和令実現をめざす強制執行の態勢であり、その後の戦争は平和侵害の制裁と平和の回復のために行なわれた。このような事情はのちの關東・奥両国惣無事令の実現の過程に共通するであろう。そこで、このような特徴で貫かれた一連の統一政策をあらためて惣無事令と呼んで、

と、従来の東国での「惣無事令」に秀吉による九州統一過程を組み込み、それを「平和令」とあらためて性格付けるとともに、その後の「戦争」を平和回復のため戦争だとする位置づけを「惣無事令」の内容に加えた。

同じ年、永原慶二氏は『日本の中世国家』^⑦において藤木氏の「惣無事令」を念頭におきながらも、この「令」の出された年を、奥羽仕置が終わった天正一八年のこととした。

これに対し、翌一九八一年、藤木氏は、「惣無事令のこと——永原説によせて——」^⑧で永原氏の天正一八年説を批判し、これら直書が天正一五年のものであることを再確認し、「惣無事令は、少くとも豊臣の関白政権の成立期にさかのぼって検証しうる、統一政策の基調であり、全国統合の過程をつらぬく特質とみなしうるのではないか」とした。ここで「惣無事令」の法源が「関白政権の成立」にあるとの理解が初めて提示される。^⑨

さらに氏は、一九八三年に書いた「豊臣惣無事令と上野沼田領問題——統一における平和と戦争——」、の冒頭で、先の
の二月三日付の三通の秀吉直書について、以下のように記している。^⑩

ここに豊臣惣無事令というのは、直接には、天正十五年（一五八七）十二月三日付で、豊臣秀吉の発した「関東奥両国惣無事之儀」を主題とする直書を指している。

この直書は、私見によれば、豊臣政権による職権的な広域平和令であり、戦国大名領主間の交戦から百姓間の喧嘩刃傷にわたる諸階層の中世的な自力救済権の行使を体制的に否定し、豊臣政権による領土高権の掌握をふくむ紛争解決のための最終的裁判権の独占を以てこれに代置し、軍事力集中と行使を公儀の平和の強制と平和侵害の回復の目的にのみ限定しようとする政策の一端になうものであった。

このように氏は、この論文で「惣無事令」の一層の概念化を進め、この令の基本的性格を「職権的な広域平和令」とした。そしてそこでは「紛争解決のための最終的裁判権の独占」を「領土高権の掌握」の問題として提示した。

この時期、近世の側で高木昭作氏が藤木氏の「惣無事令」を受け止める形で論を展開するが、そこでは特段の藤木説への批判はみられない。

一九八五年、氏が「惣無事令」の総仕上げとしてまとめた『豊臣平和令と戦国社会』が刊行される。ここで、氏は、家康の服属と関連づけて「関東惣無事」令の初令を天正一四年一月とした。注意しておきたいのは、氏の一九七八年の「『関東・奥両国惣無事』令について」において「惣無事令は、九州制圧を果たすことで『唐国』侵攻を現実のものとして日程にのぼせ、聚楽行幸の壮大な演出を目前にした時、豊臣政権がひろく関東・奥羽にわたる天下一統の実現をめざして発した」とする位置づけを家康の服属を契機とする東国政策の展開へと変更したことである。また、一九七八年の論文で天正一六年としていた十一月一日付徳川家康書状の発給年代を天正一四年とした点である。この二通の書状を後述との関係から次にあげておく。

【史料 4】^⑮

関東惣無事之儀ニ付而、^{（秀吉）}從羽柴方如此申來候、其趣先書申入候之間、只今朝比奈弥太郎^{（奈勝）}為持、為御披見進之候、好々被遂御勘弁、御

報可示預候、此通氏直江も可申達候処、御在陣之儀ニ候条、不能其儀候之条、様子御陣江被下届可然之様、專要候、委細弥太郎口上ニ申含候、恐々謹言、

十一月十五日

家康（花押）

北条左京太夫殿
（氏政）

また、栗野俊之氏は、同年発表した「戦国末期南奥羽における伊達氏包囲網について」^⑭において、次にあげる【史料5】を主たる根拠として「関東・奥羽領国には、天正一四年に停戦令が発令」されていたことを指摘する。しかしこの論文では一二月三日付の秀吉直書については藤木氏の天正一五年説に従っている。

【史料5】^⑮

去月七日返札到来、遂披見候、（声名盛重）（政宗）仍会津与伊達、

累年鉾楯由候、天下静謐処、不謂題目候、早々無事段馳走肝心候、境目等事、任当知

行可然候、双方自然存分於在之者、依返事、可差越使者候、不斗富士可一見候条、委曲期其節候也、

四月十九日
（秀吉）（花押）

佐竹左京大夫殿
（義重）

一九八六年 藤木氏は「東国惣無事令の初令」^⑯において、「「関東・奥両国惣無事」令について」で天正一六年のものとした北条氏政宛家康書状【史料4】を天正一四年のものとし、さらに四月一九日付佐竹義重宛秀吉直書【史料5】を天正一四年のものと推定、これを「惣無事令の裁定原則を提示した初令」と位置づけた。そして「以上、秀吉は関白となつた天正十三年夏以降「富士一見」を表明したのにはじまり、翌十四年には四月のB【史料5】、五月のCなどを経て、その十一月の家康服属を機として、A【史料4】の示唆する「関東」北条氏を対象とする惣無事令を発動し、さらに九州仕置きを終えた翌十五年末には「関東・奥両国」を包摂する広域的な惣無事令を全面展開した」と改めて「惣無事令」を位置づけた。

氏の「惣無事令」は、最初に東国諸領主宛の秀吉直書を根拠に提起された初発の段階から、「九州停戦令」の「惣無事令」への組み込み、「惣無事令」を遡る初令の発見、さらに法源を関白任官に求めるなど変遷、成長を遂げ、また当初の論文で根拠とした史料の年代を改め、またその評価を変更するなどした結果、その後の議論の展開を複雑なものとした。

- ① 杉山博先生還暦記念会編『戦国の兵士と農民』（角川書店、一九七八年）所収。本論文は、改稿され藤木久志「豊臣平和令と戦国社会」に収録されている。
- ② これら三通の直書は、従来天正一八年のものとされてきたが、藤木氏はそれを天正一五年のものとした。それに対し、後述するように栗野俊之氏は天正一四年、鴨川達夫氏は天正一六年のものとする。その後、天正一二年説なども出されるが、多くは天正一四年説に立っている。本稿は天正一四年説に立つが、比定の根拠は栗野氏等とは異なり、後述のごとく「惣無事」のもつ個別性・時事性を踏まえ、年代比定を試みた。詳細は別稿に期したい。
- ③ 秋田県立図書館蔵「秋田藩家蔵文書（多賀谷隆経）」一三、『結城市史』一一四三頁参照。
- ④ 東大史料編纂所影写本「白土文書」。『福島県史』七―一八三頁参照。
- ⑤ 東大史料編纂所影写本「伊達文書」。『伊達家文書』九八六参照。なお、本文書は、現在、仙台市博物館所蔵の「伊達家文書」中にはみられない。
- ⑥ 「豊田武博士古稀記念日本中世の政治と文化」（吉川弘文館、一九八〇年）所収。本論文は、改稿され藤木久志「豊臣平和令と戦国社会」に収録されている。
- ⑦ NHK大学講座のテキスト、日本放送出版協会、一九八〇年。なお、本テキストは一九八二年「日本中世の社会と国家」（日本放送出版協会）と改題され刊行されているが、永原氏の見解には変更はみられない。
- ⑧ 『戦国史研究』二二、一九八一年。
- ⑨ これに先立ち「関東・奥兩國惣無事令について」において、「天下の関白戦にもとづく惣無事令の下で」と記す箇所があるが、その段階では氏の論理のなかに十分には組み込まれていない。
- ⑩ 『群馬県史研究』一七、一九八三年。本論文は、改稿され藤木久志「豊臣平和令と戦国社会」に収録されている。なお、引用部分は、同書では、第一章第三節「関東奥兩國惣無事令の成立」の冒頭部分に置かれている。
- ⑪ 「最近の近世身分制論について」（『歴史評論』四〇四、一九八三年）、「秀吉の平和」と武士の変質」（『思想』七二二、一九八四年）、「惣無事令について」（『歴史学研究』五四七、一九八五年）など。
- ⑫ 藤木氏の所論をコンパクトに表現したのもとして『日本史大事典』四（平凡社、一九九三年）「惣無事令」の項目がある。
- ⑬ 東大史料編纂所写真帳「持田文書」『群馬県史』資料編七―九六二頁参照。なお、本書は、中村孝也「徳川家康文書の研究」上巻（日本学術振興会、一九五八年）では、天正一六年のものとされ、藤木氏も「関東・奥兩國惣無事令について」においては、天正一六年のものとして論を展開されているが、「豊臣平和令と戦国社会」では、天正一四年のものとして改めて位置づけられている。しかし、後述のごとく佐々木倫朗氏と竹井英文氏によって天正一一年と年代比定された。本稿は両氏の説に従う。

⑭『流域の地方史』（雄山閣出版、一九八五年）所収。後に改稿して

『織豊政権と東国大名』（吉川弘文館、二〇〇一年）に再録。

⑮『上杉家文書』八三五。なお『大日本古文書』では天正一七年のものとするが、藤木氏は天正一四年カとしつつ、論述では天正一四年のものとして利用している。なお本書の年代を天正一四年と比定したのは『新潟県史』資料編3中世1（四〇八号）が管見の限り最初である。その後の諸研究はこの年代比定に従っている。

第二章 藤木氏「惣無事令」その後

ここでは、藤木氏の「惣無事令」が完成した姿をみせたのちの、「惣無事令」をめぐる研究史を概観することにする。

一九八六年以降、藤木氏の「惣無事令」が批判的に問題とされることなく、時が経過していった。そうしたなか一九九一年、立花京子氏は「片倉小十郎充て秀吉直書の年次比定」①において、一二月三日付秀吉直書のうち片倉小十郎宛のもの【史料3】を検討し、その文面にみえる「今度」の用例検討と直書の効力が天正一六年時点で確認できないことから、この直書発給年代を天正一四年のものとし、さらにその内容は「関東之儀」の取り次ぎが家康へ転換された事を通告するだけの書状であった」とした。

さらに立花氏は、一九九三年、「秀吉の天下静謐令——全国制覇正当化の原理」②で三通とも天正一四年のものとし、「関東・奥惣無事令をその具体策の部分法令とする天下静謐令というべきものの存在認定が史実に合致すると思われる」とした。立花氏の主張は、秀吉直書の年代を改め、その性格を「天下静謐令」と言い換えるものの、藤木氏同様それを広域性・持続性のある「令」と捉えている。

一九九三年、栗野俊之氏は、「東国「惣無事」令の基礎過程」③で、前稿で天正一五年とした一二月三日の秀吉直書を、詳細な分析のうえで天正一四年のものであると論じた。この論証の正否はひとまず措くが、栗野氏の場合も、「令」の公

⑯『かみくいむし』六〇、一九八六年。

⑰『五月のC』の白河義親宛の書状を藤木氏は秀吉書状とされるが、秀吉ではなく小嶋若狭守の書状である（『白河市史』第五巻資料編2 古代中世九七〇号参照）。なお、この点を最初に指摘したのは栗野俊之氏である（『東国「惣無事」令の基礎過程——関連史料の再検討を中心として——』『大名領国を歩く』吉川弘文館、一九九三年）『織豊政権と東国大名』吉川弘文館、二〇〇一年に再録。

布が前提とされ、その前提のうえで天正一四年説を主張している。しかし広く公布されたとする前提を外すと、氏の説も十分な説得力をもちえない論理構成となっている。また、栗野氏は、次に掲げる天正一四年五月二五日付白河義親宛秀吉直書を停戦令と位置づけ、秀吉が北関東と奥羽の諸大名に向けて停戦を命じたとする。

【史料6】^⑤

佐野事、無異儀之段尤候、自然之儀入魂専一候、家康事、種々縁辺等之儀迄令懇望候条、誓紙・人質以下堅相卜令赦免候、然而関東之儀、近日差越使者、相立境目、可属静謐候、若相滞族有之者、急度可申付候条、其間之儀、聊尔之動不可有之候、委細相含山上道牛候、猶増田右衛門尉・石田治部少輔可申候也、

五月廿五日（秀吉）
（朱印）

（白河義親）
白川七郎とのへ

しかし、この秀吉直書は、白河義親ら北関東・南奥の諸大名諸領主から「佐野事」の処置について秀吉に承認を求めたことに対する回答であり、文中の「其間之儀、聊尔之動不可有之候」の文言は、本格的な対応を前にして軽率な軍事行動を戒めたものに過ぎず、これをもって、抗争当事者両者に命じた停戦令と評価しえないだろう。

一九九四年、藤田達生氏は「国分と仕置令——豊臣政権の統一政策——」^⑥において、「惣無事令」にかわって豊臣政権の統一政策として「仕置令」を提起している。この論考に先立ち藤田氏は、一九九一年、「豊臣期国分に関する一考察——四国国分を中心に——」^⑦と一九九三年、「豊臣政権と国分」^⑧で、秀吉による国分を取り上げ、藤木氏の惣無事令に基づく国分理解を批判し、その性格を軍事的制圧による強制執行であるとし、さらにここで秀吉への服属後の「仕置令」の存在を論証し、惣無事令が成り立たないと主張する。藤木氏の惣無事令がなりたたないとする主張には耳を傾けたいが、この提起は、令をもって令に替えるものであり、豊臣政権に政策基調としての一貫した令があるという観念になお呪縛されている。

一九九五年、鴨川達夫氏は、「惣無事」令関係史料についての「考察」^⑨において、秀吉直書を天正一五年とする藤木説、一四年とする栗野説へ疑問を投げかけ、新たに天正一六年説を提唱した。しかし、鴨川氏の立論もまた栗野氏等同様、広域のかつ持続性をもつ「令」が出されたとの前提で論証がなされている。

一九九九年、藤田達生氏は、「秀吉書札にみる豊臣政権像——小林清治氏の近業に学んで——」^⑩において、【史料6】を栗野氏同様、停戦令と位置づけ、かつ二月三日付秀吉直書を、主として立花説に立ちながら、天正一四年のものとしたうえで、これらが返書であることに注目しつつ、「関東・奥羽において豊臣色を鮮明にしていた諸大名に対して、本能寺の変以来、関東地域における「惣無事」実現に向けて独自の外交活動を展開していた家康を、このたび秀吉が政権内部に取り込み「取次」に任じたので、その指図に従うようと通達したものであった」とし、「よってこれらの史料からは、藤木氏のような独自の法令、すなわち関東奥羽惣無事令の令書であるとするような見方は成立しえないのではなからうか」とする。藤木氏への批判には同意すべきところがあるが、ここでも「令」ありきとする体質には変化はみられない。こうした諸説乱立のなか、二〇〇三年、小林清治氏は、『奥羽仕置と豊臣政権』^⑪第一章「戦国期奥羽と織田・豊臣権力」二「織田・豊臣権力への対応」2「豊臣権力への対応」(3)「関東奥羽惣無事令」の伝達——諸説の検討——で、諸説を逐一批判・検討し、一二月三日の直書の年代は藤木説通り天正一五年が妥当とし、藤木氏の「惣無事令」を支持した。

二〇〇五年、矢部健太郎氏は、「東国「惣無事」政策の展開と家康・景勝——「私戦」の禁止と「公戦」の遂行——」^⑫において、上杉景勝の位置づけを検討し、「惣無事令」という用語を慎重にさけ「惣無事」政策と表現しつつも、「惣無事」を豊臣政権の政策基調とする藤木氏の「惣無事令」の枠組みを承認したうえで、天正一四年後半に景勝が家康の脇役とされたとする藤木氏の理解を批判し、また景勝の新発田氏攻撃をとりあげ、それは豊臣政権の政策基調に則った「公戦」であるとする。後者の理解については後述する。

二〇〇八年、戸谷穂高氏は、「関東・奥両国「惣無事」と白河義親——卯月六日付富田一白書状をめぐって——」¹⁵⁾において、東国に特有の「惣無事」の内容と性格を検討し、藤木氏が「惣無事の趣旨」としたものをそこから抽出することはできず、「惣無事」は、東国における和睦の形態にすぎず、その内容を「全く無関係の九州停戦令などからむやみに類推することは避けるべきであり、さらにその意味するところを全国的に拡散させた「豊臣惣無事令」なる呼称は、疑問視されてしかるべきことが明白であろう」と、「惣無事」の内容から、藤木氏の「惣無事令」という呼称に疑問を呈した。

二〇〇九年、これまでの研究が天正一四年のものとしてきた【史料4】を天正一一年のものであることを論じた論文が相次いで発表された。一つは佐々木倫朗氏の「東国「惣無事」令の初令について——徳川家康の「惣無事」と羽柴秀吉——」¹⁶⁾であり、もう一つは竹井英文氏の「戦国・織豊期東国の政治情勢と「惣無事」」である。二つの論文は、年代比定の手法に違いはあるものの、【史料4】を天正一一年のものとし、かつそれに先立つ一〇月二五日付の家康宛秀吉書状を家康から北条氏政に届けられた秀吉書状とみなしている点では同じといつてよい。本稿は、この結論に従う。ただ、佐々木氏は、「惣無事」令の初令」とすることにも示されるように、広域的・持続的な「令」と捉えている。

いっぽう竹井氏は、【史料4】を天正一一年のものとし、一〇月二五日付の家康宛秀吉書状を家康から北条氏政に届けられた秀吉書状とみなすことで、ここでの「惣無事」は法令ではなく政策というべきであるとする。そのうえで、「秀吉の「関東惣無事」政策の本質」は「秀吉や家康が東国に「惣無事」を要請することで信長以来の東国支配の継続を狙ったこと」にあり、さらに「秀吉の「関東惣無事」政策とは、関白就任や家康の上洛とは関係なく、こうした東国の地域的性質やその後の政治情勢の展開をもとに、天正一一年に登場した歴史的産物なのである」とし、さらに「戦国期国分の不安定性の解消という社会的問題の解決を目指し、秀吉が「惣無事の趣旨」を基調とした「惣無事令」なる画期的な法令を発令して「平和」政策を行ったとする藤木の議論や、天正一四年一〇月の家康上洛により発令された「関東惣無事令」が、秀吉の東国政策の一大画期とする藤木の見解は成り立たない」とする。【史料4】の年代を天正一一年とすることで導か

れた氏の論証に基本的には従いたい、氏自身も今後の課題とされているように、本論文では、その後さまざまに展開する秀吉の「惣無事」は、なお位置づけられていない。

藤木氏が提起した「惣無事令」をめぐる論争は、一二月三日付秀吉直書の年代比定、それを氏のいう「惣無事令の趣旨」の内容をもつ「令」と評価するか、さらに豊臣政権の国分を「惣無事令」に組み込み得るかが、主要な論点となってきた。竹井英文氏を除けば、いずれの論者も豊臣政権による広域性・持続性を持つ「令」の発令を意識的か否かは別として前提としてきた。竹井氏にあっても天正十一年一月二日付の家康宛秀吉書状の内容から法令でなく政策とすべきとするが、その後の秀吉の「惣無事」についての位置づけは充分にはなされていない。

そこで、以下本稿では、東国の大名領主に持続性をもち広域的に公布された「令」としてきた点に焦点をあてて、藤木氏の「惣無事令」論の存立の正否を論じることにする。

- ① 『戦国史研究』二二、一九九一年。
- ② 『戦国史研究』二五、一九九三年。
- ③ 永原慶二編『大名領国を歩く』（吉川弘文館、一九九三年）所収。
- ④ 『織豊政権と東国大名』（吉川弘文館、二〇〇一年）に再録。
- ⑤ 栗野氏は、この論文の「はじめに」で「惣無事」令が如何に施行され、現実にとのうに効力を発揮したのか」などと記されているように、持続的性格をもつ「令」とする前提に立っている。
- ⑥ 『國學院大學白河結城家文書』『白河市史』五資料編2古代中世九七一〇。
- ⑦ 『ふびと』四六、一九九四年。藤田達生『日本近世国家成立史の研究』（校倉書房、二〇〇一年）に再録。
- ⑧ 『日本史研究』三四二、一九九一年。前掲書に再録。
- ⑨ 『歴史学研究』六四八、一九九三年。前掲書に再録。
- ⑩ 『遙かなる中世』一四、一九九五年。
- ⑪ 『日本史研究』四三七、一九九九年。『日本近世国家成立史の研究』（校倉書房、二〇〇一年）に再録。
- ⑫ 吉川弘文館、二〇〇三年。
- ⑬ 『日本史研究』五〇九、二〇〇五年。
- ⑭ 村井章介編『中世東国武家文書の研究』（高志書院、二〇〇八年）所収。
- ⑮ 「惣無事令の趣旨」については、栗野氏も、藤木氏の理解を真っ向から否定はしていないが一九九三年の論文で「惣無事」令の趣旨は戦闘を停止すること（私戦禁止）であり」と述べている。
- ⑯ 荒川善夫他編『中世下野の権力と社会』（岩田書院、二〇〇九年）所収。
- ⑰ 『歴史学研究』八五六、二〇〇九年。

第三章 一二月三日付秀吉直書の性格

研究史上、その年代比定を含めて最大の争点ともいえるのは、先にあげた【史料1】【史料2】【史料3】の秀吉の直書をめぐるものである。

「惣無事」の語は、東国特有のものであり、藤木氏が「惣無事令」の内容とした「惣無事令の趣旨」はそこには含意されておらず、和睦・和平の意以上のものではないとする戸谷穂高氏の論証にここでは従い、そのうえで「惣無事之儀」「被仰付」の文言に注目し、その意味するところ、誰が誰に何を仰せ付けたのかを確定することから始めたい。

【史料1-3】では、誰がは秀吉、誰には家康、何をは「惣無事之儀」であることは、揺るがないであろうが、藤木氏は先述したように「関東・奥両国惣無事」令について「関東・奥両国迄惣無事之儀、今度家康ニ被仰付条」あるいは「関東惣無事之儀、今度家康ニ被仰付条」を「惣無事之儀」の執達を徳川家康に命じた」と解釈した。果たしてそうであろうか。この解釈は「惣無事之儀」に「令」としての性格を付与した点でも注意したい。

この点を検討するために、二つの事例をあげよう。まず、天正一四年四月一九日付で秀吉が常陸の佐竹義重へ送った直書【史料5】を検討する。この直書で、秀吉は、会津の芦名盛重と出羽米沢の伊達政宗との「累年鉾楯」に対し、「早々無事段馳走肝心候」と佐竹義重に命じている。ここで注目したいのは、秀吉が直接、抗争の当事者である芦名盛重と伊達政宗に「無事」を命じたのではなく、両者の「無事」を「馳走」することを、いいかえれば和睦・和平の仲介を、佐竹義重に要請している点である。^②

もう一例は、天正一六年の奥羽における伊達と最上を含めた周辺領主との抗争における「惣無事」である。ここでこの抗争の内容には踏み込まないが、同年一〇月二六日付で徳川家康が伊達政宗に送った書状の冒頭に「其表惣無事之儀、家康可申嘆旨、從^(秀吉)殿下被仰下候間、御請申、則以使者和与之儀可申嘆由存候処、早速御無事之由、尤可然儀候」とある。

すなわち、秀吉から「其表惣無事之儀」を家康が「噺」うこと、すなわち和睦の仲介を命じられ、それを家康が「御請」けし、「使者」を送って「和与之儀」を「噺」おうとしたことが確認できる。ここでも、秀吉が命じたのは家康による「惣無事之儀」の「噺」であり、秀吉は、伊達政宗をはじめそれに対抗する諸大名諸領主に直接に「惣無事」を命じてはいない。

こうした例に鑑みれば、「惣無事之儀」「被仰付」の意は、仲介者に対して、抗争の和睦・和平の仲介を命じることであり、「惣無事令」なるものを当事者に伝えることではない。また、同時に秀吉が東国諸大名諸領主に「惣無事」を直接命じたものでもない。

こうした理解は、藤木氏が主張してきた「惣無事令」の存在を否定する一つの根拠たりえ、さらに氏の「惣無事令」の「執達」という解釈が「令」ありきとするその後の研究史を呪縛してきたものから解放することにもなる。

つぎに、秀吉直書の性格を個別性という視点からみていこう。多賀谷重経宛の直書【史料1】の冒頭に「対石田治部少輔書状遂披見候」、白土右馬助宛の直書【史料2】と片倉小十郎宛の直書の冒頭には「対富田左近将監書状披見候」とあり、石田三成、富田一白への書状が秀吉に披露され、それを受けてこれらの直書が出されたものであり、いずれも返書としての性格を持つている。^⑤そこには個別性を確認しうる。この個別性を重視すれば、この返書の性格を持つ直書をもって、秀吉の意図「惣無事令」が関東・奥両国の大名領主に一律に伝えられたとする根拠にはならない。いいかえれば、秀吉側に石田三成や富田一白などを通じてなんらかのコンタクトを執ったもののみ、この直書が送られたのであり、これらの直書をもって関東・奥両国の大名領主に一斉に「令」が出されたとするのは妥当性を欠く。^⑥

さらに、宛てられた人物と「惣無事」の対象となった領域との齟齬がある。下総結城氏の勢力下にあった常陸的多賀谷重経に宛てられた直書には「関東奥両国迄」とあるのはともかく、陸奥平の岩城氏の麾下にあった白土右馬助への直書、出羽米沢伊達氏の重臣片岡小十郎への直書には「奥両国迄」の文言はなく「関東惣無事之儀」とのみあり、対象とする地

域と宛所の領主たちの本拠とする地域とにズレがあり、この直書、少なくとも白土宛と片倉宛の直書により伝えられた内容は、白土・片倉とは隣接するとはいえ直接関係のない地域のものである。^⑦さらに常陸の多賀谷重經に宛てられた直書には「不可有異儀候」とあるのに対し、白土右馬助、片岡小十郎への直書には「其段可相達候」とみえるように、この文言の違いは、多賀谷はこの「惣無事」の直接の対象者であり、白土・片倉はそうではなかったことを反映したものであろう。すなわち、こうした差異に注目するならば、この直書をもって、関東・奥両国を対象として「惣無事令」が出されたとする藤木氏の見解は成立しがたい。

- ① 第二章注⑬戸谷論文。ただし「惣無事」か「無事」かについては特段区別して位置づける立場にはたたない（第二章注⑮竹井論文参照）。
- ② 天正一四年六月一七日付田村宗顕宛小笠原貞慶書状（『福島県史』七―五八九頁）に「抑近年会津与被及鉾桶儀、無所詮事候歟、依三家（伊達・芦名・田村）和睦之儀付而、自 関白様（秀吉）成 御書被遣候、様子自我等可申送之旨被仰出候条、以使札申進候」とあるが、この「自関白様成御書」は、伊達・芦名・田村の三家に直接出されたのではなく、四月一九日付佐竹義重宛秀吉直書（『史料5』）を指していると解釈したい。なお、「自関白様成御書」については、栗野氏は一九八五年の論文で「御書」は五月二十五日付の秀吉朱印状を指すことは確実であり」とするが、五月二五日付の朱印状は「佐野事」が主文であり、そこには会津芦名と伊達・田村との「桶鉾」はみえず、四月一九日付佐竹義重宛秀吉直書に「会津（芦名盛重）与伊達（政宗）、累年鉾桶由候」に対応するものである。なお、栗野氏は一九九三年の論文では、解釈を改められ、「いまだ確認されていないが」「五月二十五日に近い時期に発給されたとみられる」とする。
- ③ 小林清治「奥羽仕置と豊臣政権」（吉川弘文館、二〇〇九年）六六頁参照。
- ④ （天正一六年）一〇月二六日付伊達政宗宛徳川家康書状『伊達家文書』三九二。
- ⑤ 返書の文言に本格的に注目したのは鴨川達夫氏（一九九五年論文）であり、また藤田達生氏も一九九九年の論文で言及されているが、その評価・位置づけは本稿と異なる。
- ⑥ 「惣無事令」が何故に遅れて白河義親に報じられた（天正一六年四月六日白河義親宛富田一白書状、『白河文書』『白河市史』五―七四九頁）のかをめぐる研究史上の課題も、従来の広域性・持続性をもつ「惣無事令」公布を前提としなければ、白河義親と富田一白との関係の個別性から十分に説明しうる。
- ⑦ この点に最初に注目したのは栗野氏（一九九三年論文）であるが、本稿の位置づけとは観点が異なる。

第四章 「惣無事」の個別性・時事性

この章では、秀吉が関わった「惣無事」あるいは「無事」が、特定の状況への対応であり、その都度、秀吉から提起されるものであつて、持続的で広域的な「令」あるいはその執行を示すものではなかったことを検証することにした。

1 天正十一年の「惣無事」

この年の「惣無事」については、佐々木倫朗氏の「東国「惣無事」令の初令について——徳川家康の「惣無事」と羽柴秀吉——」と竹井英文氏の論考「戦国・織豊期東国の政治情勢と「惣無事」」^①がある。以下の叙述は、両氏の論証に基本的に従った。

秀吉がかかわる出来事で「無事」あるいは「惣無事」の語がみえるのは、天正十一年一〇月二五日付秀吉書状が最初である。

【史料7】^②

従甲州御帰城之由候間、以一翰申入候、仍信州御手置等丈夫被仰付候由、肝要存候、兼而又関東者無事之儀被仰調候由、被仰越候、乍去于今御遅延二候、如何様之儀二而御座候哉、（織田信長）最前上様御在世之御時、何茂無御疎略方々二候間、早速御無事モ被仰調尤候、自然何角延引有之仁御座候者、其趣被仰越候者、御談合申、急度其御行可有之候、随而日向巢鷹弟鷹爰元二者珍敷候間、進上候、従九州近日鷹可上候由候間、重而可進之候、委細之段西尾小左衛門申合候、恐々謹言、

羽柴筑前守

十月廿五日

秀吉

（徳川家康）
参河守殿

人々御中

この書状で、秀吉は家康に対し、兼ねて家康の方から「関東者無事之儀被仰調候由」をいつて来られたが、いまに至っても遅延している、如何か。信長が在世のときには、いずれも「御疎略」なき方々であったのだから、早速「御無事」が仰せ調えられるのがもつともと思う。万一なにかと「延引」するものがあれば、その趣を私に仰せ越されたならば、「御談合」のうえ、かならずそれへの「御行」＝軍事行動に及ぶであろう、と申し送ったのである。ここでの「関東」「無事」は、相摸の北条氏と佐竹氏をはじめとする北関東・南奥諸領主との間の「無事」＝和睦・和平のことである。ここで注意しておきたいのは、この時点では、秀吉が畿内を掌握しつつあるものの家康との関係はほぼ対等であったことである。この秀吉の書状を受けた家康は、北条氏政に対し一月一日付で書状【史料4】を送った。すなわち、秀吉からの「関東惣無事之儀」についての書状を受けた家康は、この「惣無事」の一方の当事者である北条氏政に対し、この秀吉書状を朝比奈泰勝を使者として届けるので、氏直とともによくよく「御勘弁」を遂げ、「御報」すなわち返事を戴きたいと申し送った。

この北条氏への働きかけは、小牧・長久手の戦いに向かって秀吉と家康との間が險悪になることで、成立することなく、家康の手によって「関東」の「惣無事」が調うことはなかった。この時点では、「奥両国」＝出羽・陸奥は秀吉の視野には入っていない。

ここでも注意したいのは、秀吉が抗争の当事者に「無事」あるいは「惣無事」を伝えたり、命じてはいないことである。北条氏と北関東・南奥の諸大名諸領主との間の「惣無事」＝和睦を仲介するのは、北条氏にとっては同盟者であり、北条氏と対峙した北関東・南奥の大名領主とも通交のあった家康であった。ここに、家康を介してしか関東に介入しがたいという秀吉側の限界を窺うことができる。

もう一つは、この秀吉による「関東」の「無事」「惣無事」への関与が、秀吉の関白任官以前であったことである。この事実とは、「惣無事令」の法源ないし成立の契機を秀吉の関白任官にともなう「領土高権」の掌握に求めてきた藤木氏

「惣無事令」論の主張を、否定するものである。^④

2 伊達・芦名間の「無事」と佐竹義重の「馳走」

天正一四年四月一九日、秀吉は常陸の佐竹義重に直書【史料5】を送った。^⑤この直書の冒頭に「去月七日返札到来」とあることと、当時東国から京都へ書状が届くに要する時間^⑥から、秀吉は、天正一三年末か一四年はじめに佐竹義重に書状を送ったことが想定できる。そしてその秀吉書状に対し、佐竹義重は、三月七日付で秀吉に返書を送り、それを四月半ばに受け取った秀吉が、四月一九日付で佐竹義重に書状を送ったのである。そのなかで、三月七日付の義重の返書で報じられた「会津与伊達、^{（芦名盛重）}累年鉾楯」について、秀吉は「天下静謐」の中で、それを云われざる「題目」とし、「早々無事」を「馳走」するよう義重に求めた。その場合の条件として「境目」は「当知行」とし、「存分」がある場合には使者を派遣するとし、さらに秀吉自らの出馬を臭わせている。

この一件で、秀吉は、伊達政宗と芦名盛重との「無事」は、佐竹義重が「馳走」するものとし、秀吉自身が伊達・芦名両者に「無事」を直接に命じていないことは先述の通りであるが、ここでの「無事」は、伊達・芦名間の抗争という個別案件・事例に対して秀吉が求めたもので、関東・奥両国の大名一般を対象としたものではなく、あくまで個別的・時事的なものであった。

3 家康の上洛と「関東之儀」委任

天正一三年末、家康との間で人質交渉が進展しないなか、秀吉は、家康「成敗」のため軍事動員の準備にとりかかる。天正一四年正月九日には、自ら二月一〇日に出馬することを、真田昌幸や上杉景勝に報じる。^⑧こうした動きに対し織田信雄が両者を仲介し、両者の「入魂」「無事」がなる（秀吉側では家康「赦免」）。さらに同年一〇月の家康の上洛によって、

家康の秀吉への臣従が確定した。

天正一四年十一月四日付の上杉景勝宛の直書で、秀吉は「家康上洛候て令入魂、何様にも関白殿次第与申候」と、家康の上洛、家康との「入魂」、家康がなにごとも秀吉次第と申し述べたことを報じるとともに、「関東之儀、家康と令談合、諸事相任之由、被仰出候」と、「関東之儀」を家康と談合し、「諸事」について家康に任せたことを申し送った。また同日付の景勝へ宛てたもう一通の直書のなかで、秀吉は「家康右之分候へハ、関東へ之人数も不差越、無事ニ可仕候由、家康へ被仰出候」と、関東への軍勢派遣を取り止め、「無事」が実現するよう家康に仰せ出されたとも述べている。すなわち、秀吉は、「関東之儀」「無事」を家康に任せたのである。

その様相は、次にあげる天正一五年二月二四日付上杉景勝宛の秀吉直書からより詳しくしることが出来る。

【史料8】^①

去二日書状加披見候、関東無殊儀之由被申越候、然者八刃儀、最前家康上洛刻、具被仰聞候間、定而御請可申候、自然北条相背御下知、佐竹・宇都宮・結城へ於相助者、從此方可被仰聞間、後詰可有之、用意可被申付候、猶石田治部少輔・増田右衛門尉・木村弥一右衛門尉可申候也、

二月廿四日（花押）
（秀吉）

上杉少将とのへ
（景勝）

すなわち、二月二日付で景勝より「関東無殊儀」の報告を受けた秀吉は、「八刃儀」＝関東のことは、家康が上洛したおりに委しく仰せ聞かせたので、きつと家康はそれを「御請」になるだろう。万一、北条氏が秀吉の「御下知」に背き、佐竹・宇都宮・結城等を攻めるならば、秀吉から直接仰せきかせるので、その時の軍事動員にあたっての後詰の用意をするように、と申し送った。

ここでも「八刃儀」＝関東の無事は、秀吉から家康に委ねられており、秀吉が北条氏を含めた関東の諸大名諸領主に直

接「無事」を命じていない、さらに秀吉の直接介入は北条氏がそれを受け入れない場合になされることが、確認できる。なお、一連の景勝苑の秀吉書状の文面から、秀吉と家康の関係は、家康が上洛し秀吉に臣下の礼をとったものの、秀吉が圧倒的優位な立場を確定したわけではなく、家康への相当の気遣いがみられる。このことは、「関東之儀」に、家康を差し置いて、秀吉が直接介入しなかったことが反映したものと推測される。

4 伊達・最上等の「惣無事」と家康の「嘸」

天正一十六年一〇月二六日、徳川家康は、伊達政宗に次のような書状を送った。

【史料9】^⑬

其表惣無事之儀、家康可申嘸旨、從（秀吉）殿下被仰下候間、御請申、則以使者和与之儀可申嘸由存候処、早速御無事之由、尤可然儀候、殊（最上）義光之儀、御骨肉之事候間、弥向後互御入魂專要候、将亦羽折一無上茶三斤進之候、委細玄越口上相含候、恐々謹言、

十月廿六日

家康（花押）

（政宗）
伊達左京大夫殿

この書状の内容は、「其表惣無事之儀」を家康が「嘸」うよう秀吉から命じられたので、それを「御請」した。そこで使者を派遣して「和与」を「嘸」おうと思つていたところ、「無事」が調つたとのこと、尤もなことである。ことに最上義光とのあいだは「御骨肉之事」であるのだから「御入魂」であることが肝要である。というものである。

「其表惣無事」は、最上・芦名・佐竹等と伊達との和睦・講和を差しており、奥両国の「惣無事」一般ではない。また、先述のごとく「其表惣無事」は秀吉から家康に命じられたもので、秀吉が直接に伊達や芦名に命じたものでない。さらに、この場合も秀吉から家康への「惣無事」の「申嘸」の命も、一方的なものではなく、家康が請けることを前提としており、秀吉と家康の微妙な関係を示すと同時に、この一件が個別的・時事的なものであったことを示している。

秀吉がかかわった東国の「惣無事」「無事」は、天正一一年は北条氏と北関東・南奥の大名領主達との間の「惣無事」であり、天正一四年の一つめは伊達と芦名の「無事」であり、二つめは天正一一年と同様、北条氏と北関東・南奥の大名領主達との間の「惣無事」であり、天正一六年は伊達と最上等との間の「惣無事」であり、それぞれは個別的かつ時事的なもので、藤木氏が想定された「惣無事令」のごとく、広く公布され持続的に地域の大名領主を拘束した「令」ではない。すなわち、こうした事例と「惣無事」理解に立つ限り、藤木氏の「惣無事令」は存立しえない。

① 第二章注^{⑮⑯}。

② 『武徳編年集成』二六、『大日本史料』一一編五、二〇二頁。

③ 竹井氏は、天正一一年一〇月二五日付家康宛秀吉書状を「再び「関東者無事」を実現するよう命令するものとして」と記すように「命令」と捉えているが、この段階の両者の関係からすれば「要請」とするのが妥当か。

④ 竹井氏は前掲論文において「秀吉の「関東惣無事」政策とは、関白就任や家康の上洛とは関係なく、こうした東国の地域的特性やその後の政治情勢の展開をもとに、天正一一年に登場した歴史的な産物なのである」と述べ、秀吉による「惣無事」政策の開始が天正一一年であることを論証することで、事実上、「惣無事令」の法源を秀吉の関白就任に求める藤木氏の考え方を否定している。

⑤ この書状が上杉家文書の一通として伝来していることは、佐竹義重には届かなかった可能性が極めて高い（一九九三年栗野論文）。この時期の命令・情報伝達の不確実性を示すものとしても注目される。

⑥ 佐竹から秀吉のもとへ書状が届く時間は、天正一二年の場合は五月一五日発七月六日着（天正一二年七月八日付佐竹義久宛秀吉書状、

「奈良文書」、天正一二年は四月一九日発六月一五日着（天正一三年六月一五日付佐竹義重宛秀吉書状、「成實堂古文書」、天正一四年は三月七日発四月一九日頃着（天正一四年四月一九日付佐竹義重宛秀吉書状、「上杉家文書」八三五）で、四〇日から六〇日を要している。⑦ この内容については不明であるが、上杉景勝や真田昌幸に宛てた家康敗が内容であったと思われる。

⑧ （天正一四年）二月八日付真田昌幸宛秀吉書状写（「長国寺殿御事蹟稿」『神奈川県史』資料編三下九五五六。なお「神奈川県史」はこの書状を天正一八年のものとしている。（天正一四年）二月九日付上杉景勝宛豊臣秀吉書状（「熊野神社文書」出雲意字六社文書）島根県教育委員会、一九七四年、なおこの文書を「出雲意字六社文書」は天正一八年、『新潟県史』は天正一二年、三鬼清一郎「豊臣秀吉文書目録」（一九八九年）では天正一二年と天正一八年に収録、「上越市史」・「愛知県史」は天正一四年のものとする。詳細な検討は省くが天正一四年とすべきであろう）。

⑨ （天正一四年）一月四日付上杉景勝宛秀吉書状（「上杉家文書」八一七）。

①⑨ (天正一四年) 一月四日付上杉景勝宛秀吉書状(『上杉家文書』八一八)。

① 『上杉家文書』八二三。

⑫ この直書、ことに「從 此方可被仰聞候間、後詰可有之、用意可申付候」の部分から藤木氏は「家康を中心として推進めることに大きく転換したのであり、上杉景勝はいわば脇役に退けられ」たとしたのに

対し、矢部健太郎氏は第二章注⑫の論文で、景勝の「御取次」解任・留任等を明示したのではなく、その後も「惣無事」政策に家康とともに関与し続けたとしている。

⑬ (天正一六年) 一〇月二六日付伊達政宗宛徳川家康書状『伊達家文書』三九二。

第五章 藤木氏の「惣無事令」に跛行・逸脱する政策

ここでは、「惣無事令」が政権の政策基調であるとした場合、その路線とは異なる跛行あるいは逸脱する動きを検証することを通じて、「惣無事」の「令」としての存在に疑義を呈することを課題とする。

1 天正一四年の真田処分

秀吉と真田昌幸との関係は、天正一三年、真田昌幸から、「道茂」への書状によって始まり、それを受けて同年一〇月一七日、秀吉は真田昌幸に対し「其方進退之儀、何之道二も不迷惑様二可申付候間、可心易候」①と、申し送った。

そして同年一月一九日、家康との人質交渉の挫折を受けて、「家康成敗」に決した秀吉は、真田昌幸に対し、翌年正月一五日以前の自らの出馬を報じるとともに小笠原貞慶・木曾義昌と「信州・甲州両国之儀」を「相談、諸事申合」すよう命じ、真田昌幸等が家康包囲網の一翼を担うことを期待した。

さらに翌天正一四年正月八日には、正月中に「先勢」を「差遣」わし、二月二〇日には自ら出馬することを伝え、四国・西国の軍勢動員、兵糧確保、さらに「無人」である真田・小笠原の軍勢について「率尔之動」をしないよう指示した。③。先述のごとくこの秀吉と家康の抗争は、天正一四年正月末には、織田信雄の仲介で「和与」「無事」が成立する。④。そ

こで秀吉は、同年二月三〇日、真田昌幸に、家康を「免」じたこと、「信州各儀」も「関白存分」となったので、「矢留」をするよう申し送った。^⑤

この後、秀吉と家康とのあいだで家康の上洛を含む具体的な講和交渉が進められるが、その過程で、家康による「真田成敗」が秀吉によって承認される。この件を、秀吉は、家康に次のように報じた。

【史料10^⑥】

条々

一 真田（昌幸）為成敗人数被差遣由候、手堅可被申付儀、專一候事、

一 真田知行之内、自越後人数入置所二三ヶ所も可有之候、其段者此方より請取候者被仰付、何も境目等事、定而被遣上使可被相立候、越後へも右通被仰遣候条、真田為合力人数を出候事有間敷候間、被得其意、越後より人数入置所へ手さし有間敷候事、

一 小笠原并木曾事、此方より相副使者（貞慶）_{本ノママ}下候歟、不然者其方上洛之時可引合候間、可被得其意候、兩人持分、内々下々かせき仕候由候、

さ様之段猥無之様堅可被申付候事、

右道茂中含差遣候間、能々可被聞届候也、

（天正十四年）

（秀吉）

八月六日 御在判

徳川（家康）参河守とのへ

ここでは、家康に真田「成敗」のための「人数」軍勢派遣を承認し、それを手堅く申し付けることを「専一」としている。ただし、真田の知行地のうち信濃で上杉景勝が「人数」を入れている二、三ヶ所の城については秀吉側で受け取り、「境目」等は改めて「上使」を遣わして決めるので、その地への家康側からの「手さし」はしないようにと申し送っている。家康の家臣水野宗兵衛宛の書状^⑦では、秀吉側でそれらの城を受け取ったうえで、「家康可任存分候」と約束している。この後、上杉景勝側からの働きかけがあり、家康による真田成敗は、秀吉によって中止される。^⑧

この一件で注目したのは、この年の初めまで家康包囲網の一端を形成していた真田昌幸を、家康との講和交渉の過程で切り捨て、家康に敵対した真田昌幸の家康による「成敗」を容認している点である。この秀吉の対応は、紛争当事者への停戦命令、両者の言い分を聞いたうえでの公儀としての裁定という藤木氏のいう「惣無事令」という豊臣政権の政策基調を大きく逸脱するものであり、「惣無事令」は貫徹していない。

2 新発田問題

もう一例、藤木氏のいう豊臣政権の政策基調としての「惣無事令」があるとするれば、それとは矛盾あるいは跛行する一件を取り上げよう。それは、越後の新発田氏への秀吉、豊臣政権の対応である。上杉景勝は、天正九年以来敵対する中越の新発田重家^⑨を軍事的に制圧しようとするが、芦名義広^⑩らの支援を受けた新発田氏は、度重なる上杉勢の攻撃にも耐え容易には屈服しない。

新発田氏を落とすことができないなか、景勝は天正一四年五月に上洛、大坂で秀吉に謁見し、秀吉への臣従を明確なものとした。この時点では、秀吉の家康「成敗」は中止されていたものの、なお人質や家康の上洛をめぐって両者の緊張状態が続いている段階である。

こうした情勢のなか同年九月六日、秀吉は上杉景勝に対し、次のような書状を送った。

【史料11】^⑪

新発田并沼田表之儀ニ付而、委細申含、木村弥一^(吉吉)右衛門尉差遣候間、被得其意、分別肝要候、国ニ敵対候者少も有之者、天下之外聞云、又者関東之為ニ候条、何之道ニも国を一篇ニ可被申付儀、可然候、猶以、此度弥一右衛門尉被留置、平均可被申付候、返事待入候也、

九月六日 ^(秀吉)
(花押)

上杉少将とのへ
(景勝)

この書状から、秀吉は「新発田并沼田表之儀」のために木村吉清を派遣したこと、その理由として「国」(越後)で敵対するものがあるようでは「天下之外聞」においても「関東之為」にも良くないので、どのようにしても「国」の「一篇」||統一が必要であるとした。しかし、ここからは秀吉が具体的にどのようにしようとしていたかを窺うことはできない。九月六日の秀吉書状とすれ違って景勝から秀吉に八月一〇日付の書状が九月二五日に届き、即日、秀吉は上杉景勝に次のような書状を送った。

【史料12^④】

八月十日書状、今日廿五到来、加披見候、新発田表へ被相動、被取詰之由尤候、何之道にも、急度一着候様与思召、木村弥一右衛門尉被仰舍、被差遣候、被得其意、分別肝要候、将又、真田事、先書二如被仰遣候、表裏者候間、御成敗之儀、家康雖被仰出候、此度之儀、先以相止候、次関東其外隣国面々事、入魂次第、可被申次由、猶別紙申頭候也、

九月廿五日
(秀吉)
(花押)

上杉少将とのへ
(景勝)

ここでは、まず上杉景勝の新発田攻めを認め、それが「一着」するものと期待を述べる一方、先の書状で示した木村吉清の派遣とその指示による「分別」が肝要と繰り返し申し伝え、さらに「関東其外隣国面々」に対し「入魂次第」「申次」べきことを命じている。この秀吉の書状からも、木村派遣の意図や内容をなぞ知ることはできない。しかし、この間の事情は、家康が上洛した直後、新発田氏が攻め落とされた後の同年十一月四日付で景勝に秀吉が送った書状から窺える。

【史料13^⑤】

就関東面之儀、(木村)森弥一右衛門尉差遣候、(吉清)則新発田事、被免置、国一篇二有之而、関東へ動之刻、人数等一廉可被連儀、可然候と被仰出候之処、被得其意、新発田可被免二被相定由、木村弥一右衛門尉懇申候、但、以一書、新発田致物好由、木村具申上候、然者、家

康右之分候へハ、関東へ之人数も不差越、無事ニ可仕候由、家康へ被仰出候条、此上者、新発田儀、可被討果事、專一候、物好之段者、景勝計ニ非申様候、彼下人之緩怠者之儀候条、年月を被送候ても、新発田事者、可被刎首候、是以後、何たる儀申越候共、八幡大井不可許容候、其方之為を被思召ニ付而、国を一篇ニ有度と被思召候而、新発田佗言之儀、折々被仰出候つる、更新発田を不便とも不思召候、可被成其意候、猶増田右衛門尉・石田治部少輔・木村弥一右衛門尉可申候也、

十一月四日 (秀吉)
(花押)

(景勝)
上杉少将とのへ

ここには「関東之儀」について木村を派遣したこと、新発田についてはそれを「免置」かれ、「国一篇」にし、「関東」への軍事動員のとき「人数」を「一廉」連れられるのがしかるべきとする秀吉の意図が開陳されている。結局新発田討ち果たしを命じたこの書状の後半でも、いいわけがましく「其方之為を被思召ニ付而、国を一篇ニ有度と被思召候而」と述べている。しかし、この交渉の過程で新発田が「物好」きをしたこと、さらに家康が上洛し、秀吉に臣従し、「関東へ之人数」を「差越」す事態は去つたいま、「物好」をする新発田を「討果」されることは「專一」だと、景勝の新発田討伐を容認するのである。

小 括

天正一四年の「真田成敗」「新発田問題」を取り上げ、藤木氏のいう「惣無事令」という政策基調に跛行する事例をみてきた。そこでの秀吉の方針は、「真田成敗」にあつては家康との「和与」を如何に成立させるかという要請のもとに、真田は「表裏者」として切り捨てられ、また「新発田問題」は、「家康成敗」が秀吉にとつて最大の課題である時点では、新発田を赦免し、越後国の「一篇」をはかり、「関東へ動」のとき景勝の軍勢に新発田を加えることを目的としたことが、「新発田赦免」の方針をとらせたのであり、「新発田討ち果たし」への転換は、上洛による家康の臣従によつて「関東へ

動」の必要がひとまず消滅したこととなされたのである。

ここには、藤木氏の豊臣政権の政策基調たる「惣無事令」の姿は確認できない。

- ①（天正一三年）一〇月一七日付秀吉書状「真田家文書」上、八号。
- ②（天正一三年）十一月一日付秀吉書状「松久憲正氏所藏文書」『大日本史料』二編二二。
- ③（天正一四年）正月八日付真田昌幸宛秀吉書状写「長国寺殿御事蹟稿」『神奈川県史』資料編三下九五五六。ただし、『神奈川県史』は、これを天正一八年のものとする。
- ④『当代記』天正一四年正月二七日条に「秀吉公家康公為人魂、信雄岡崎まで來臨、家康自浜松出向対面給、双方快然」とみえる。
- ⑤（天正一四年）二月三〇日付秀吉書状「真田文書」『信濃史料』一六卷四八七頁。なお『信濃史料』は本文書を天正一五年とするも、「家康事、人質抛入」とあることから、天正一四年のものである。
- ⑥（天正一四年）八月六日付秀吉書状「唐津小笠原家文書」『新修徳川家康文書の研究』六六四頁。
- ⑦（天正一四年）八月九日付秀吉印状、徳川美術館蔵。
- ⑧（天正一四年）九月二五日付上杉景勝宛石田三成・増田長盛書状に「真田事、是又最前如被仰出候、表裏者候ニ付而御成敗の儀、雖被仰付候、先今度の儀、被加御遠慮候事」とみえる（『上杉家文書』八一六）。
- ⑨『上越市史』別編2上杉氏文書集二、一九〇頁参照。
- ⑩（天正一五年）八月一三日付で新発田方の小田切但馬守に宛てて会津の芦名義広が送った書状（「反町英作氏所藏」『上越市史』別編二一五五一頁）には「景勝出張儀定候哉、尤其聞得候、因之、人衆・鉄炮相遣候、可心安候」とあり、芦名義広が新発田側を支援していたことが確認できる。
- ⑪『上杉家文書』八一四。矢部氏は、この書状をもって、景勝がこの年の「新発田攻めを中斷」したとされるが（第二章注⑩）、恐らくこの秀吉書状は、一〇月一日の段階では景勝のもとには到達しておらず、景勝の新発田攻め中断は景勝独自の判断とするのが妥当であろう。
- ⑫『上杉家文書』八一五。
- ⑬『上杉家文書』八一八。
- ⑭矢部氏は、この書状から「先に秀吉は木村吉清を上杉方に遣わし、関東の後北条氏らと対峙することを想定して、新発田氏を救済するよう伝えていた。しかし、後に吉清が新発田氏の不穏な動向を秀吉に伝えたため、秀吉は関東への出兵を止め、「無事」の実現を家康に促した」とされる。しかし、秀吉が景勝のもとに木村吉清を派遣した九月初旬の段階では、同年九月一日付で増田長盛・石田三成・木村吉清が新発田方の道壽齋・梅津源右衛門・遊閑齋に送った連署状（筑摩安曇古文書）『上越市史』別編2五三二頁）に「來春者関東為御見物、可為御動座候条、上意可然候様、御覚悟專一候」とあるように、秀吉は、天正一五年春の関東への動座を予定しており、「国」の「一篇」「平均」の必要性はそのためであった。また、秀吉が方針転換して景勝に新発田討伐を命じたのは、新発田の不穏な動向が直接の理由ではなく、家康が上洛し、「関東之儀」が家康に委任されたことで、秀吉の関東への動座がなくなり、結果として新発田討伐が命じられたとするのが妥当と思われる。なお、矢部氏は、上杉景勝の新発田攻めを藤木氏のいう秀吉の「惣無事」政策に基づいた「公戦」と位置づけるが、先述のように「惣無事」自体が個別的・時事的であり、藤木氏の「惣無事令」論が成立しないとすれば、この「公戦」論も成り立たない。

おわりに

藤木氏は東国諸領主にあてた一二月三日付の直書に「惣無事令」を発見し、「これらの秀吉直書の要旨をかりに惣無事令と略称し」と提案した。しかしこの直書自体の「要旨」は、家康に「関東奥両国迄惣無事之儀」あるいは「関東惣無事之儀」を命じ、違背するものは成敗する旨を伝えたものであり、それ以上ではなく、「令」とは言い難い。にもかかわらず氏は、それを「ひろく関東・奥羽にわたる天下一統の実現をめざして発した大きな停戦命令」と、広域的・持続的性格をもつ「令」へとさらに拡大解釈した。ここに、氏の「惣無事令」論が当初から抱え込んだ大きな問題点があった。

戸谷穂高氏・竹井英文氏がいうように「惣無事」という用語は、「和睦」「和与」の意で東国のこの時期特有のものであり、藤木氏がいう「惣無事令の趣旨」を内容としていない。また、秀吉の直書にある「惣無事之儀今度家康ニ被仰付候」の意は、家康に抗争当事者間の和睦の仲介を命じたもので、藤木氏がいう「惣無事之儀」の執達を徳川家康に命じたものではなく、かつ秀吉は抗争当事者に自ら「惣無事」を命じてもない。

さらに、秀吉の直書は、石田三成や富田一白への書状への返書としての性格をもつもので、関東・奥羽に「ひろく」出されたものでもなく、地域的にもすべてを対象としたものでもない。

秀吉がかかわった「惣無事」を検討した結果、それぞれが個別的・時事的なものであり、藤木氏が想定された広域的かつ持続性のある「令」の姿をそこには確認できない。また、佐々木氏・竹井氏の論証によつてこれまで天正一四年とされ「惣無事令」の根拠とされてきた北条氏政宛の徳川家康書状が秀吉の関白就任以前の天正一一年のものとして確定されたことから、「惣無事令」のもつ「領土高権」の掌握が秀吉の関白就任によるとする藤木氏の理解は、否定されきらないまでも変更を余儀なくされる。

さらに、藤木氏の「惣無事令」を前提としたとき、それに跛行・逸脱する事例があることを、「真田成敗」「新発田間

題」で論じ、そのことを通じて広域的・持続的な「令」の存在に疑問を投げかけた。

藤木氏の「惣無事令」論は、中世社会から近世社会への転換を「平和令」をキーワードにダイナミックに描いたことで、多くの人々を魅了してきたが、以上述べてきたように、歴史的事実として「惣無事」という用語はあるが、藤木氏が概念化した「惣無事令」は存立しえないと考える。

今後、「惣無事令」ではなく「惣無事」を、秀吉の天下統一過程のなかに如何に位置づけるかが当面の課題として残されるとき、藤木氏が「惣無事令」を提起するにあたってそもそも課題とした豊臣政権の歴史的位置の解明もより大きな課題となろう。

〔付記〕 本稿は、科学研究費補助金（基盤研究（C））による研究成果の一部である。

（京都大学大学院文学研究科教授）

A General Peace Prevailed, but No Order for a General Peace was ever Issued.

by

FUJII Joji

In examining theory of the Sōbujirei (Order for a General Peace), which was first proposed by Fujiki Hisashi in 1978, I focus on its character as an order (*rei*) and then consider the validity of the theory. I begin by reviewing Fujiki's original theory of the Sōbujirei and later studies based on the theory. Then, in regard to the letter of Hideyoshi, in which Fujiki first discovered the term "Sōbujirei," I interpret the meaning of the term *sōbuji* (general peace) and its context within the wording of the letter and also examine the significance of the letter as a reply. I point out that Fujiki's situating it as "an order for a great ceasefire that was issued to affect broadly Kantō and the Ōu region and aimed at bringing about national unity" cannot be sustained. Furthermore, I concretely analyze examples of Hideyoshi's involvement in other instances of *sōbuji*, and confirm that all were individual cases for a limited time and that the existence of a long-term, wide-ranging "order" as supposed by Fujiki cannot be discerned. Finally, I point out examples of events that do not conform to Fujiki's theory of the Sōbujirei, casting doubt on the existence of a wide-ranging and long-term order. I conclude on the basis of this examination that Fujiki's theory of the Sōbujirei is invalid.

The Mobilization of the People of Chōshū Domain and True Pure Land Buddhism during the Last Stage of the Tokugawa Bakufu

by

UENO Daisuke

This study examines the role of True Pure Land Buddhism (Jōdo Shinshū), both in terms of its organization and doctrine, in the mobilization of the people of the Chōshū domain in the last stage of the Tokugawa Bakufu. By the term "the people" I refer here to the subordinate classes, peasants (farming, fishing and moun-